光ネットサービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備　考（変更理由）
光ネットサービス契約約款 2026年10月1日 株式会社 STNet	光ネットサービス契約約款 2026年12月1日 株式会社 STNet	

光ネットサービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備　考（変更理由）
目次 第５６条　提携事業者等によるピカラ光ねっとに係る料金等の回収代行・・・・・・１６ 第５７条　法令に規定する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ 第５７条の２　サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知・・・・・・・・・・・・１６ 第５８条　反社会的勢力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ 第５９条　閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ 第１４章　附帯サービス 第６０条　附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ 別　記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８ １　ピカラ光ねっとの提供区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ ２　ピカラ光ねっと契約者の地位の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ３　ピカラ光ねっと契約者の氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ４　特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等・・・・・・・・２５ ５　電気通信設備の設置場所の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ６　自営端末設備の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ７　自営端末設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ ８　自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ ９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・２７ １０　当社の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ １１　ピカラ光ねっとにおける禁止事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ １２　技術資料の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １３　管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １４　情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １５　新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １６　ノートン　セキュリティ　オンラインの提供・・・・・・・・・・・・・・２８ １７　（削除） １８　パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM の提供・・・・・・・・・・・２８ １９　リモートサポートサービス・ミニの提供・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２０　かけつけサポートサービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２１　（削除） ２２　料金請求書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２３　支払証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２４　提携割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ 料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０ 通則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 第１表　料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３ 第２表　工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２ 第３表　事務手数料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８ 第４表　附帯サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９ 別　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３	目次 第５６条　提携事業者等によるピカラ光ねっとに係る料金等の回収代行・・・・・・１６ 第５７条　法令に規定する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ 第５７条の２　サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知・・・・・・・・・・・・１６ 第５８条　反社会的勢力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ 第５９条　閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ 第１４章　附帯サービス 第６０条　附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ 別　記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８ １　ピカラ光ねっとの提供区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ ２　ピカラ光ねっと契約者の地位の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ３　ピカラ光ねっと契約者の氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ４　特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等・・・・・・・・２５ ５　電気通信設備の設置場所の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ６　自営端末設備の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ ７　自営端末設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ ８　自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ ９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・２７ １０　当社の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ １１　ピカラ光ねっとにおける禁止事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ １２　技術資料の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １３　管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １４　情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １５　新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ １６　ノートン　セキュリティ　オンラインの提供・・・・・・・・・・・・・・２８ １７　（削除） １８　（削除） １９　リモートサポートサービス・ミニの提供・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２０　かけつけサポートサービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２１　（削除） ２２　料金請求書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２３　支払証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ ２４　提携割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ 料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０ 通則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 第１表　料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３ 第２表　工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２ 第３表　事務手数料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８ 第４表　附帯サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９ 別　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３	

光ネットサービス契約約款　新旧対照表

旧

別記

18　パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM の提供

　当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるパソコンソフト使い放題　powered by OPTiM を提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

料金表

第４表　附帯サービスに関する料金

２　利用料の額

第３　パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM 利用料

種類		単位	料金額［月額］（税込）
パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題） （2026 年 8 月 20 日をもって新規受付を停止） （2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了）	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1 の使い放題コードごと	600 円 （税込 660 円）
内容			
ア　ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ　１のピカラ光ねっと契約につき、最大５のパソコンソフト使い放題　powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ　日本国内のみでご利用いただけます。 エ　その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ　提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題　powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ　オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ　当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含みます。 ク　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。			

附　則

新

別記

18　（削除）

料金表

第４表　附帯サービスに関する料金

２　利用料の額

第３　（削除）

附　則

（実施期日）

１　この約款は、２０２６年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（整理品目）

３　料金表 第４表付帯サービスに関する料金 ２利用料の額における、第３パソコンソフト使い放題

備　考（変更理由）

光ネットサービス契約約款　新旧対照表

旧	新	備　考（変更理由）
	powered by OPTiM　については、２０２６年１１月３０日をもって提供を終了するものとします。 **（整理品目に関する経過措置）** ４　この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。 ５ 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。 **第３　パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM 利用料** 種類 / 単位 / 料金額［月額］（税込） パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題） （2026 年 8 月 20 日をもって新規受付を停止） （2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了） 株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。 1 の使い放題 コードごと 600 円（税込 660 円） 内容 ア　ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ　１のピカラ光ねっと契約につき、最大５のパソコンソフト使い放題　powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ　日本国内のみでご利用いただけます。 エ　その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ　提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題　powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ　オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ　当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題　powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含みます。 ク　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。	